

	区内三消防署と震災時の「り災証明書」発行に関する協定を締結
協定締結日	2月13日(火)
<p>13日、区は、震災時に、迅速な「り災証明書」の発行を行うことを目的として、区内三消防署(練馬・光が丘・石神井)と、震災時におけるり災証明書発行に関する協定を締結した。</p> <p>協定内容は、震災による火災の発生時に、区から消防署へ、火災調査に必要な住民情報等を提供する、消防署から区へ、り災証明書発行に必要な火災調査結果(全焼や部分焼等)を提供する、区が設置するり災証明発行窓口へ、各消防署が職員を派遣し支援を行う、というもの。</p> <p>23区で同様の協定を締結するのは4区目となる。</p>	



協定締結式の様子

【協定内容】

災害時における連携

- ・り災証明書の発行が必要となる震災が発生した場合、被害状況調査の開始時期、調査体制およびり災証明書発行時期などについて協議を行う。
- ・区から消防へ、火災調査に必要な住民情報等を提供する。
- ・消防から区へ、火災調査結果に基づき、り災証明書の発行に必要な情報(全焼や部分焼等)を提供する。
- ・区で行う、り災証明書発行窓口へ消防職員を派遣し、必要な支援を行う。

平常時の連携

- ・協議会の開催
- ・り災証明書の発行に関する訓練の実施